

## 第 3 章

### 都市づくりの方向性

都市づくりの課題を受け、都市づくりの方向性について示します。



# 都市づくりの方向性

## 1 コンパクトでネットワーク化された都市づくり

薄く広がった市街地を抱えたまま、今後人口減少が進行すると、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねません。

そこで、都市機能や居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導し、都市のコンパクト化を進めることで、都市機能や居住の集積による「密度の経済」を発揮し、住民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などを図ります。

また、都心と各地域の拠点とを利便性の高い公共交通で結ぶことにより、誰もが移動しやすく、各拠点にアクセスしやすいなど、生活の質が高く、活力あふれる持続可能な都市の実現を目指します。



資料：国土交通省資料を基に作成

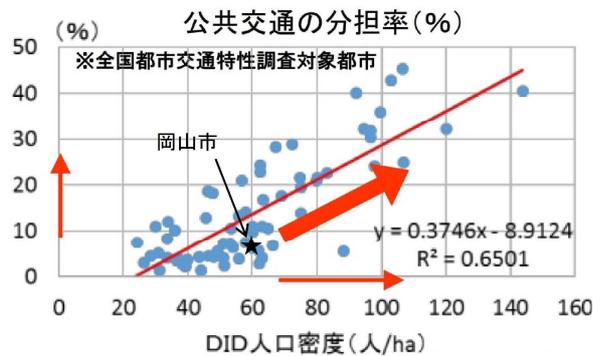
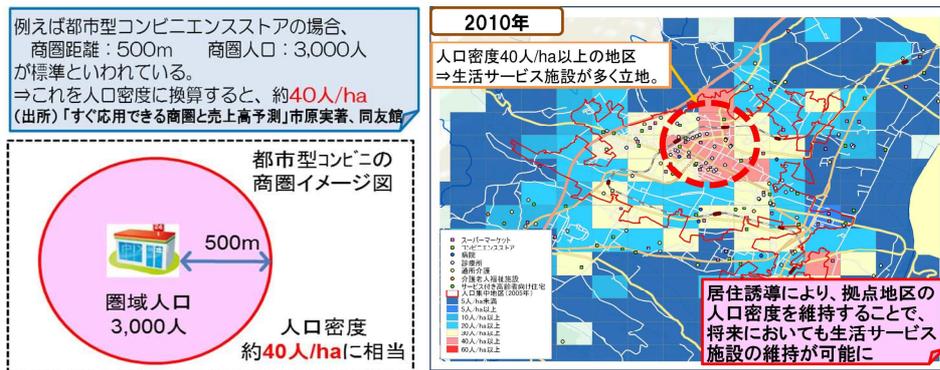
## 2 都市のコンパクト化により期待される効果

都市のコンパクト化を進めることで、以下のような効果が期待されます。

### (1) 生活利便性の維持

医療、商業等の生活サービス施設や公共交通の維持には、一定の人口密度の維持が不可欠です。居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導して、一定の人口密度を維持し、居住と生活サービス施設との距離を短縮することにより、生活サービス施設や公共交通を支え、市民の生活利便性を維持することが期待されます。

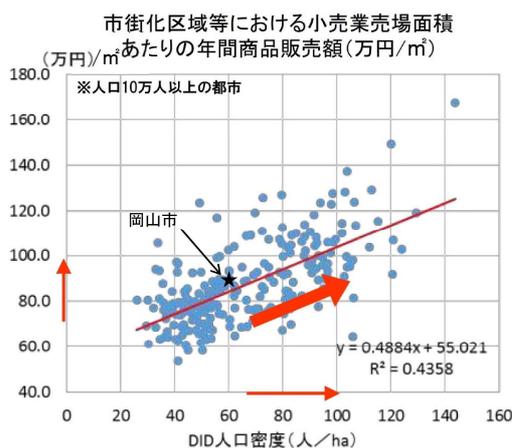
#### ■人口密度と生活サービス施設・公共交通との関係



資料：国土交通省資料

### (2) サービス産業の販売効率の向上（小売業）

人口密度が高いほど、小売業売場面積あたりの年間商品販売額が高い傾向にあります。都市のコンパクト化により、買い物等で都心や拠点に集まる人々や滞在する時間が増加し、消費活動の拡大や、床面積あたりの販売効率の向上などが期待されます。



資料：国土交通省資料

### (3) 行政コストの縮減と地価の維持

人口密度が高いほど、公共施設やインフラの維持・管理業務やゴミ収集等の行政サービスにおける1人あたりの財政支出が抑制される傾向にあります。

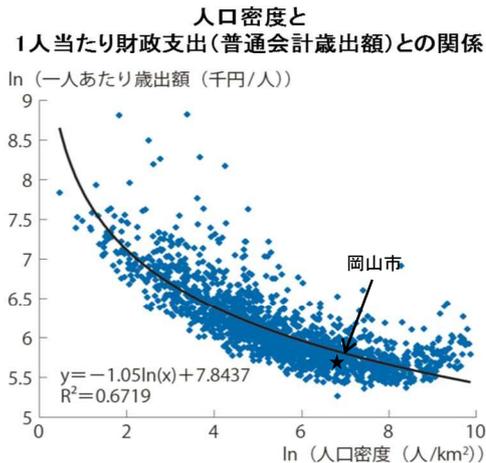
都市のコンパクト化により、行政コストの縮減や都心等での土地利用の増進による地価の維持が期待されます。

**行政コストの削減効果**

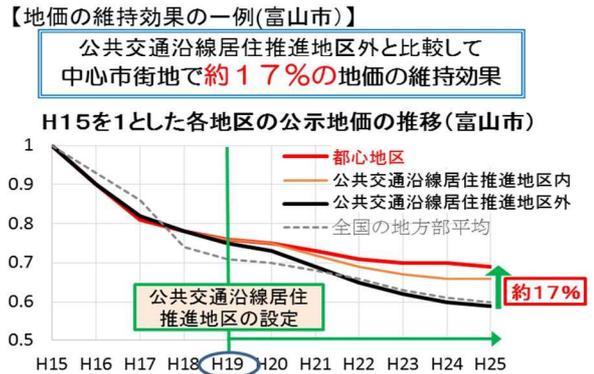
◎市街地が集約化するほど、公共施設やインフラの維持・管理業務やゴミ収集等の行政サービスが効率化。  
⇒コンパクトシティ化により、行政サービスの効率化が図られ、市民一人あたりの行政経費が縮減。

**地価の維持効果(固定資産税確保効果)**

◎固定資産税の多くは”まちなか”から徴収。他方、これまでは、”まちなか”も郊外と同様に地価が下落。  
⇒コンパクトシティ化により、”まちなか”の土地利用が増進し、地価が維持され固定資産税収が確保。



(注) 行政コストは、総務省「市町村別決算状況調査」をもとに、2006年度から2008年度の3年間の平均値を算出したもの。  
資料) 国土交通省「国土の長期展望とりまとめ」



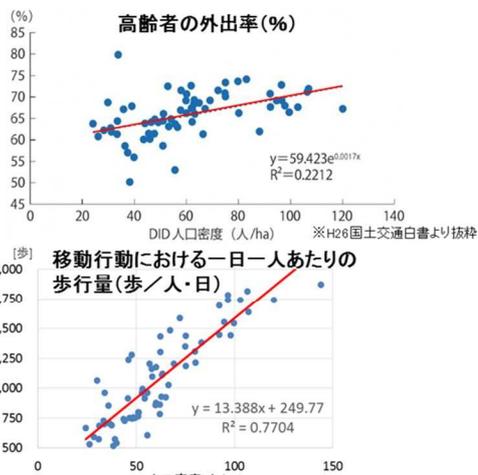
固定資産税と都市計画税の地区別徴収額(H25当初)

地区類型	面積比	税収比
市街化区域	5.8%	74.0%
うち <b>都心地区</b>	0.4%	<b>22.2%</b>
上記以外	94.2%	26.0%

資料：国土交通省資料

### (4) 健康の増進

都市のコンパクト化により、高齢者の外出機会、市民の歩行量が増加し、健康な市民の増加や医療費の抑制が期待されます。



出典：H22全国都市交通特性調査データ、「健康増進のための歩行量実態調査とその行動群別特性分析への応用(筑波大学谷口教授ほか)」をもとに国土交通省作成  
※H22全国都市交通特性調査対象都市のうちDIDを有する69都市の20歳以上の移動データをもとに分析

**見附市運動経験者一人あたりの医療費の推移**

□見附市で行われている大規模健康づくり事業では、**継続的に運動を実施する高齢者群は、実施しない群と比較して年間約10万円医療費が少ない**という結果。



見附市運動継続者：(株)つくばウェルネスリサーチがサポートする見附市運動教室への継続参加者

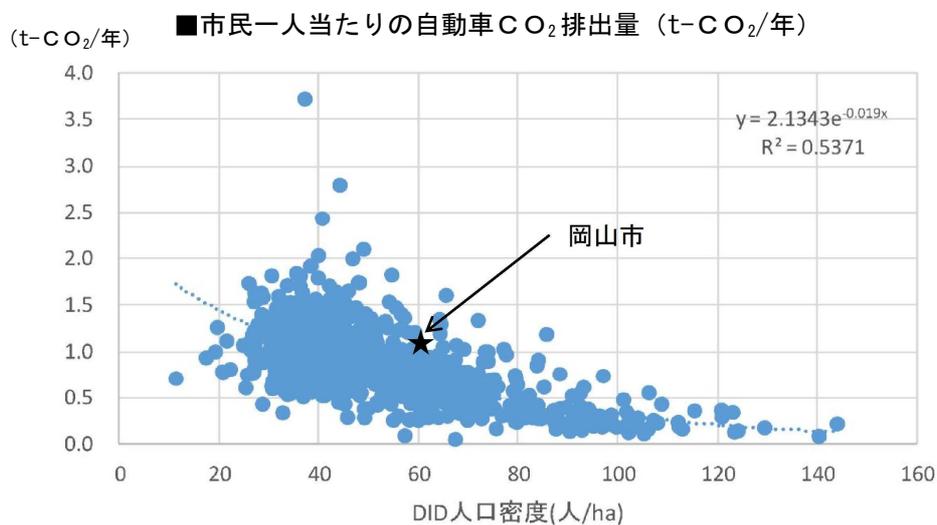
出典：つくばウェルネスリサーチ、e-wellnessシステムによる医療費抑制効果

資料：国土交通省資料

## (5) 環境負荷の低減

人口密度が高いほど、自動車交通によるCO<sub>2</sub>排出量が少なくなる傾向がみられます。

都市のコンパクト化により、公共交通を主体としたライフスタイルへの転換が進めば、CO<sub>2</sub>排出量の削減や排気ガスによる汚染の低減など、環境面での効果も期待されます。



資料：国土交通省資料

## 都市のコンパクト化により期待される効果

### 市民生活の利便性の維持・向上

- ・生活サービスの維持・向上
- ・公共交通サービスの維持・向上

### 都市活動の活発化

- ・外出機会・滞在時間の増加による消費拡大
- ・地価の維持・固定資産税収の確保

### 都市経営の効率化

- ・行政サービスの維持・効率化
- ・健康増進による社会保障費の抑制

### 地球環境への負荷の低減

- ・CO<sub>2</sub>排出量の削減

### ■効果イメージ



環境がよくて子育てしやすいね！



まちなかは、にぎやかで楽しいね！



車が無くてもおでかけがしやすいね！



施設や道路も安心して使えるね！

## 第 4 章

### 立地の適正化に関する基本方針

「コンパクトでネットワーク化された都市づくり」を進めるための立地の適正化に関する基本方針を示します。



## 立地の適正化に関する基本方針

立地適正化計画は、岡山市都市計画マスタープランで位置づけた「コンパクトでネットワーク化された都市づくり」の方針を実現するための実行戦略であることから、基本方針は都市計画マスタープランの理念、目標、将来都市構造などに基き定めるものとします。

### 1 都市計画マスタープランにおける都市づくりの基本方針

#### (1) 都市づくりの基本理念

#### 人とまちが健幸で、持続的に発展する交流拠点都市 岡山

これからの時代は、出生率の継続的な減少により人口増加は見込めず、高齢化が進行する地域社会になることを前提として受け止めつつ、情報化や国際化などを見据えて、各地域での暮らし方、都市空間の作り方や使い方などを再構築し、市民生活の質と都市の活力の向上を図り、中四国の拠点都市としての発展を目指すことが重要となります。

人が活動することで「まち」に活気が生まれ、人々が都市的な空間を歩き、様々な情報に出会い交流することで、都市の創造性を高めます。

このため、本市独自の魅力や特徴を磨きながら次世代に引き継ぎ、充実した社会資本ストックを有効に活かして、一定程度の密度をもった空間を維持し、人と人、人とまちが繋がる「コンパクトでネットワーク化された都市づくり」への取組を加速させることが重要です。

このような取組を進めることで、人口減少・超高齢社会においても、誰もが「すこやかに」「しあわせに」暮らすことができ、人やまちが健幸で、持続的に発展し未来に躍動する交流拠点都市を目指すこととしています。

**マスタープランで掲げる「健幸」とは！**  
「市民が健康かつ幸せに、安全・安心で豊かな生活を営むこと。また、生活の場となる‘まち’が、健全で幸せを感じられる空間であること。」をイメージしています。

#### (2) 都市づくりの基本目標

都市づくりの基本理念に沿って、6つの都市づくりの基本目標を定めています。

- 目標① 中四国の広域交流拠点を目指した都市づくり
- 目標② 各地域の拠点を中心としたコンパクトでネットワーク化された都市づくり
- 目標③ 誰もが移動しやすい都市づくり
- 目標④ 水と緑にあふれた美しく風格ある都市づくり
- 目標⑤ 安全・安心で暮らしやすい都市づくり
- 目標⑥ 市民との協働による都市づくり

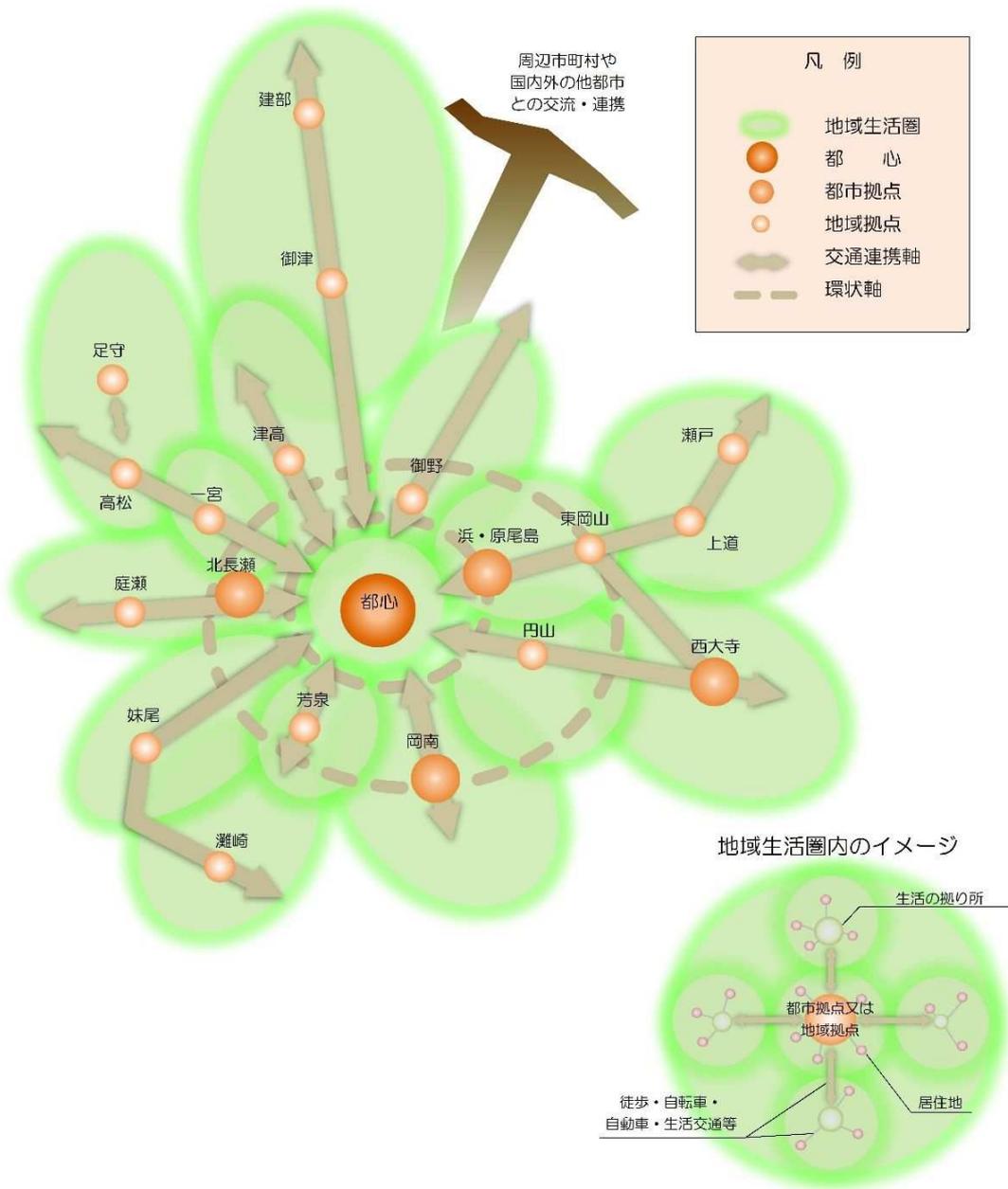
(3) 都市空間形成の基本方向

岡山市第六次総合計画では、将来の都市の形として「コンパクトでネットワーク化された都市構造（公共交通を中心としたマスカット型都市構造）」を位置づけるとともに、「都市の活力を高め、市民の暮らしを支える拠点の形成」と「安全・安心で利便性の高いネットワークの形成」の2つの方向性を定めており、これらを都市計画マスタープランにおける「都市空間形成の基本方向」として設定しています。

**マスカット型都市構造とは！**

地域生活圏の一つひとつをマスカットの実にたとえ、それぞれの地域（実）が充実し、都心を中心に有機的に連携することにより、都市（房）全体が躍動・成長する姿を、岡山市特産のマスカットを用いて表現しています。

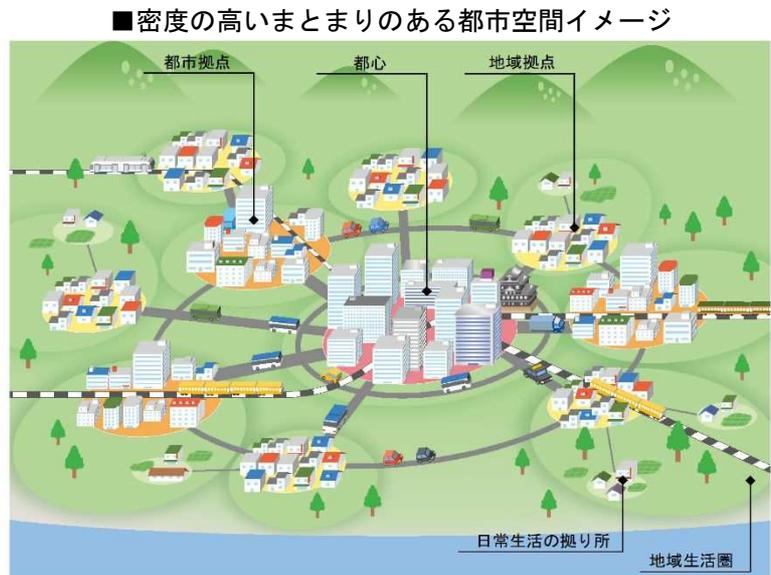
■ マスカット型都市構造



## 方向性 1

# 都市の活力を高め、市民の暮らしを支える拠点の形成

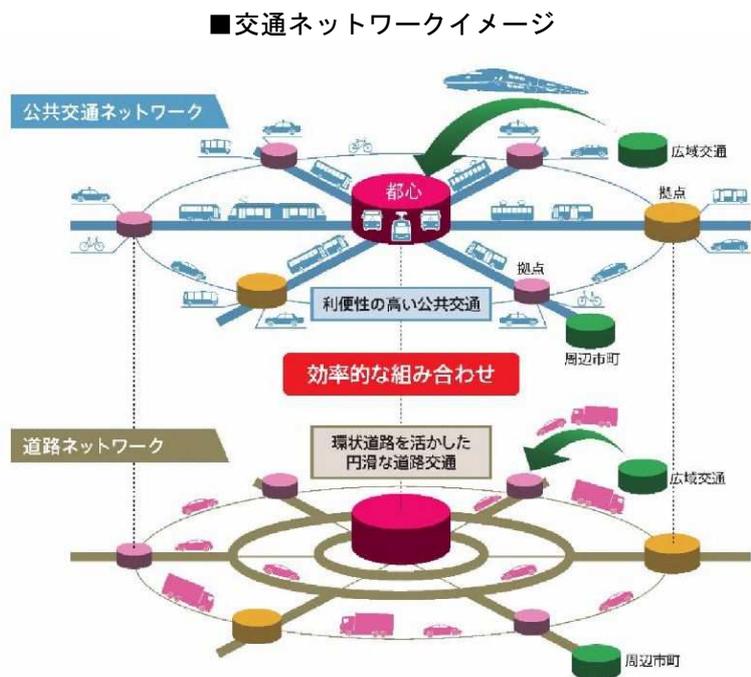
- ・ 都心と各地域の拠点に、それぞれの特性に応じて、商業・業務、医療・福祉等の様々な都市機能の集積を図るなど、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい、密度の高いまとまりのある都市空間を形成します。
- ・ 各地域の拠点は、市民の日常生活の行動を基にした地域生活圏や都市の成り立ち等を考慮し、「都市拠点」、「地域拠点」の2種類の拠点を設定します。



## 方向性 2

# 安全・安心で利便性の高いネットワークの形成

- ・ 鉄道やバス等を中心に地域特性に応じて、徒歩、自転車、自動車、生活交通等を組み合わせて、利便性が高く、人と環境にやさしい交通ネットワークを構築します。
- ・ 都心と各地域の拠点をつなぐ交通連携軸は、公共交通の利便性を向上させるとともに、道路整備を推進し、都心と各地域との交流・連携を促進します。
- ・ 広域交流拠点都市として周辺市町や国内外の諸都市とのネットワークを強化していきます。



(4) 将来都市構造

1) 都心		● 政令指定都市岡山の顔であり、市全体や都市圏の発展をけん引し、国内外の人々が交流する拠点とします。
2) 都市拠点 ・ 地域拠点	都市拠点	● 複数の地域生活圏の都市活動や市民生活を支える拠点として、都心を補完する役割を担います。
	地域拠点	● 地域生活圏における市民生活の拠点として、地域住民の日常生活を支えます。
3) 市街地		● 円滑な都市活動を担う市街地として、都心から郊外のゆとりある市街地まで、段階的な密度構成とします。
4) 自然環境地域		● 豊かな自然環境等を保全・育成・活かしながら、集落地域の維持・活性化を図る地域です。
5) 交通連携軸		● 都心と都市・地域拠点及び、都心と空港など交通拠点を結ぶ軸を位置づけます。
6) 都市環状軸		● 都心へ流入する自動車交通を整序し、渋滞緩和等を図ることを目的として、内、中、外の3環状線とします。

■ 都心・拠点の将来都市構造（拠点と連携軸）



## 2 立地適正化計画の基本方針

都市づくりの課題や方向性、上位計画等を踏まえ、立地適正化計画の基本方針を以下のように定めます。

- 都市機能や居住を誘導する区域を定め、一定の人口密度を維持するとともに、必要な都市機能を確保し、それらの区域を公共交通ネットワークで結ぶことにより、人口減少・超高齢社会においても、若年者から高齢者まで歩いて健康に暮らすことができるなど、生活の質が高く活力あふれる持続可能な都市を目指します。
- 人口減少が想定される中、一定の人口密度を保つ適正な市街地規模を維持する観点から、低密度な市街地の拡散を防止するとともに、中山間地などの集落地域の活性化を図り、市全体として、持続的に発展する都市を目指します。

### ■基本方針のイメージ



#### 居住誘導区域

生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域

#### 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業といった生活サービス施設等の立地を誘導する区域

#### 交通ネットワーク

利便性が高く、人と環境にやさしい交通ネットワークを構築

## 第 5 章

### 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域を定める際の考え方と区域を示します。



# 都市機能誘導区域

## 1 都市機能誘導区域とは

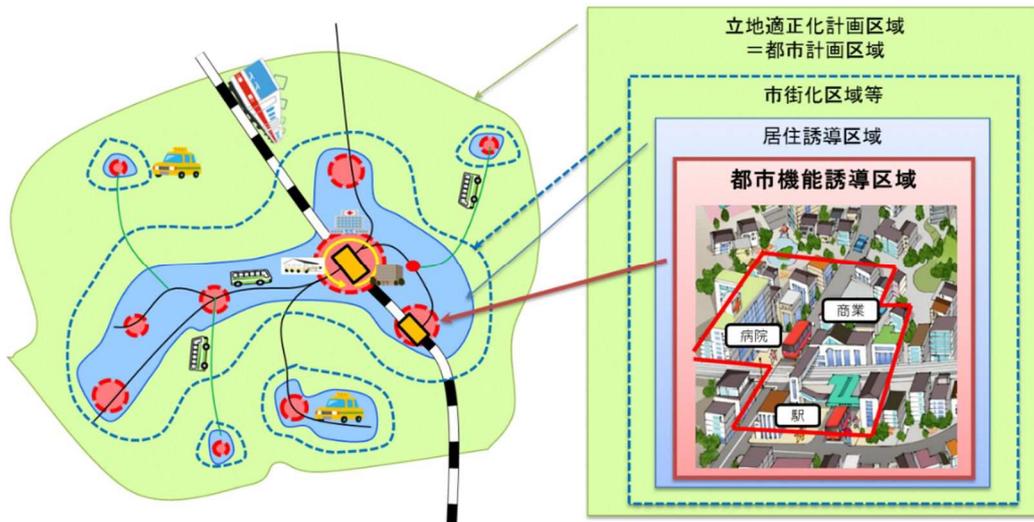
都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業といった生活サービス施設等の立地を誘導する区域です。医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られ、郊外部を含めた地域生活圏の利便性が持続的に確保されます。

都市計画運用指針（第11版 国土交通省）では、都市機能誘導区域について以下の区域を設定することが考えられるとされています。

都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。

また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

資料：第11版 都市計画運用指針（国土交通省）



資料：国土交通省

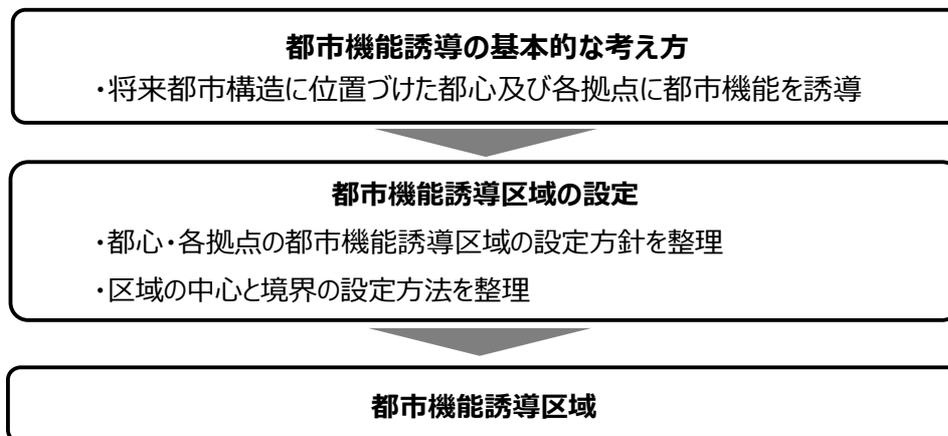
## 2 都市機能誘導の基本的な考え方

本市における都市機能誘導の基本的な考え方を、以下のように定めます。

- ・将来都市構造に位置づけた都心・都市拠点・地域拠点へ、それぞれの拠点特性に応じた都市機能を誘導・集積します。

### 3 都市機能誘導区域の設定フロー

本市では、次のフローに従い都市機能誘導区域を設定します。



### 4 都市機能誘導区域の設定

#### (1) 都市機能誘導区域の設定方針

都心の都市機能誘導区域は、将来都市構造に位置づけた都心（中心市街地）とします。

都市拠点、地域拠点の都市機能誘導区域は、それぞれの役割や圏域規模などを踏まえ、都市拠点は拠点中心からの徒歩圏域に、地域拠点は区域全体が徒歩圏域となるように、区域を定めます。

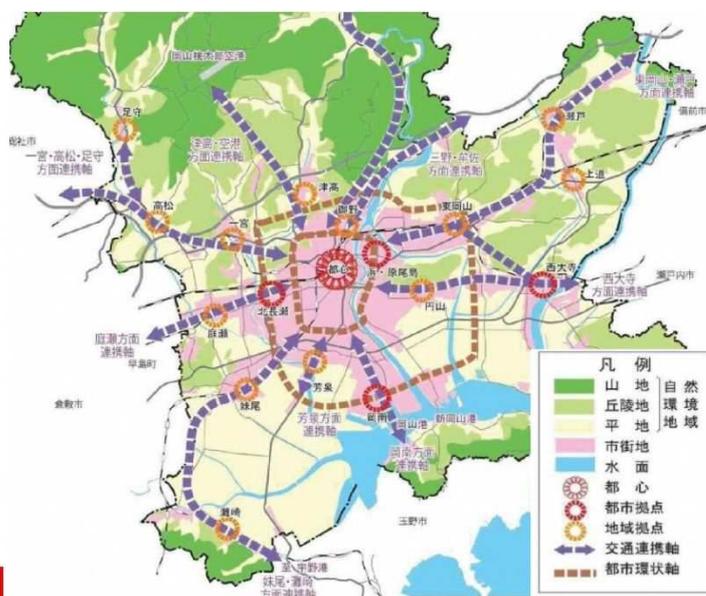
#### ■都市機能誘導区域の設定方針

- ・将来都市構造に位置づけた都心及び各拠点に、都市機能誘導区域を設定
  - ⇒将来都市構造に位置づけた都心の区域
  - ⇒都市拠点の中心から 800m 圏
  - ⇒地域拠点の中心から 400m 圏

■都心の区域



■都心・拠点の将来都市構造（再掲）



## (2) 拠点中心と区域境界の設定

### 1) 拠点中心の設定

拠点中心は、各地域の特性に応じた都市機能が集積する拠点と高次な都市機能が集積する都心を利用性の高い公共交通で結ぶことや周辺施設へのアクセス性を考慮し、以下のとおり設定します。

#### ① 鉄道駅やバスセンターがある拠点

・拠点に鉄道駅やバスセンターがある場合は、鉄道駅・バスセンターを拠点の中心とする。

※鉄道駅・バスセンターが土砂災害などのハザードエリアに含まれる場合は、②鉄道駅やバスセンターがない拠点と同様の扱いとする。

※鉄道駅やバスセンターとは別の場所に、多様な都市機能が集積し、かつ公共交通サービスが提供されている場所がある場合には、既存の都市機能を維持するため、例外的に都市機能集積地<sup>※1</sup>にも都市機能誘導区域を設定する。

(都市機能集積地の中心は、不特定多数の利用者が多様な目的で利用する行政施設<sup>※2</sup>とする。)

※1:商業、医療、行政機能がまとまって立地している場所

※2:区役所・支所・地域センター

#### ② 鉄道駅やバスセンターがない拠点

・拠点に鉄道駅やバスセンターがない場合は、都市機能集積地を拠点の中心とする。

⇒都市機能集積地に行政施設がある場合は、行政施設を拠点の中心とする。

⇒都市機能集積地に行政施設がない場合は、都市機能集積地内にある乗降客数の最も多いバス停を拠点の中心とする。

### 2) 区域境界の設定

都市機能誘導区域の具体的な区域境界は、都市機能誘導区域の設定方針に基づき、以下のとおり設定します。

・都市機能誘導区域の境界線は、各拠点の中心からの一定の距離（都市拠点 800m 圏、地域拠点 400m 圏）とする。

・ただし、次の区域は都市機能誘導区域に含めない。

#### □ 防災上の観点から含めない区域

- ・土砂災害特別警戒区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害警戒区域
- ・洪水浸水想定区域（3m 以上）

#### □ 都市計画制限を踏まえ含めない区域

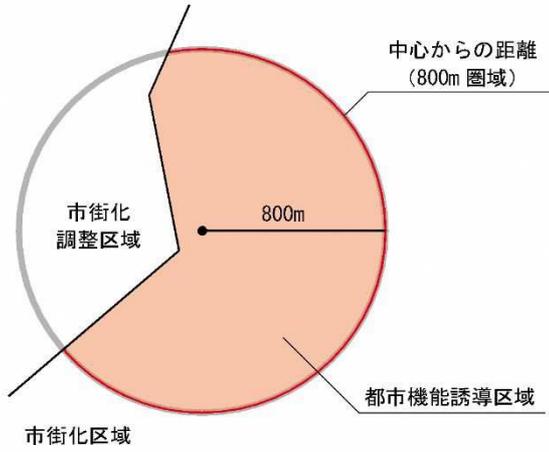
- ・工業専用地域、工業地域
- ・流通業務地区
- ・臨港地区
- ・新産業ゾーン
- ・第一種低層住居専用地域

第一種低層住居専用地域は低層住宅の良好な居住環境を保護する地域であることから、都市機能誘導区域に含めない。

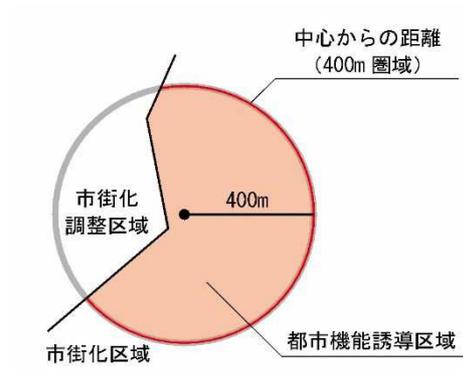
含めない区域とする考え方は第 7 章 P55 を参照

## ■都市機能誘導区域の設定イメージ図

【都市拠点】

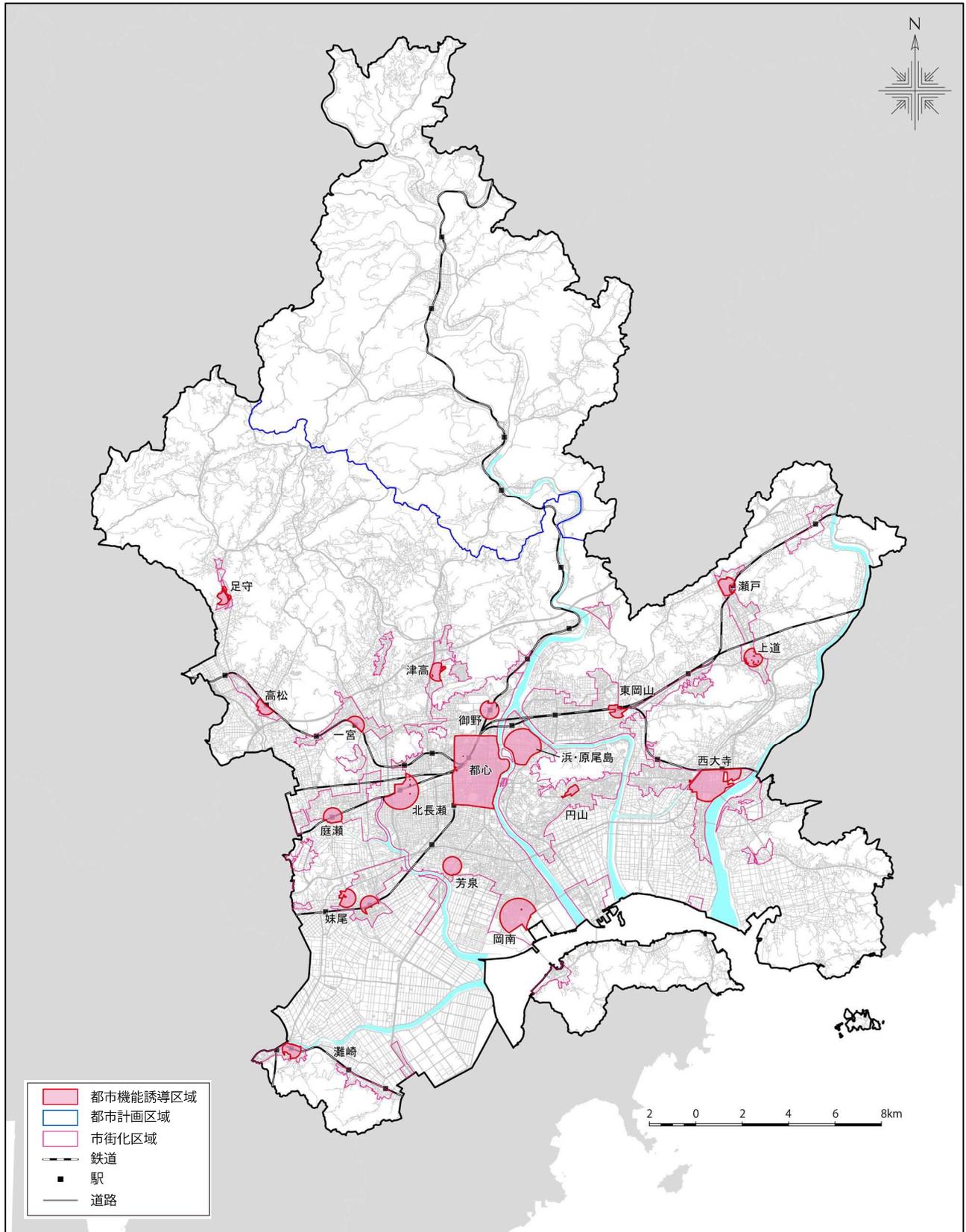


【地域拠点】



## 5 都市機能誘導区域

これまでの考え方等に基づき設定した都市機能誘導区域を示します。



## 第 6 章

### 誘導施設

都市機能誘導区域に誘導する施設の設定方針と  
拠点別の誘導施設を示します。



## 第6章

# 誘導施設

## 1 誘導施設とは

誘導施設は、都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）のうち、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設として位置づけたものです。

このため、都市機能誘導区域や市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置等を勘案して、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

都市計画運用指針（第11版 国土交通省）では、誘導施設について以下の施設を定めることが考えられるとされています。

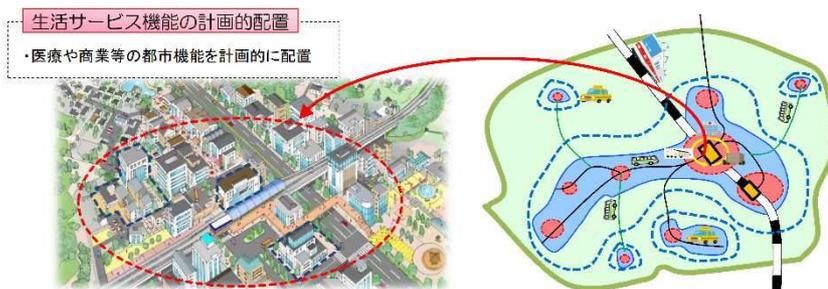
誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・ 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・ 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・ 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

などを定めることが考えられる。

資料：第11版 都市計画運用指針（国土交通省）

### ■誘導施設のイメージ



資料：国土交通省

## 2 誘導施設の基本的な考え方

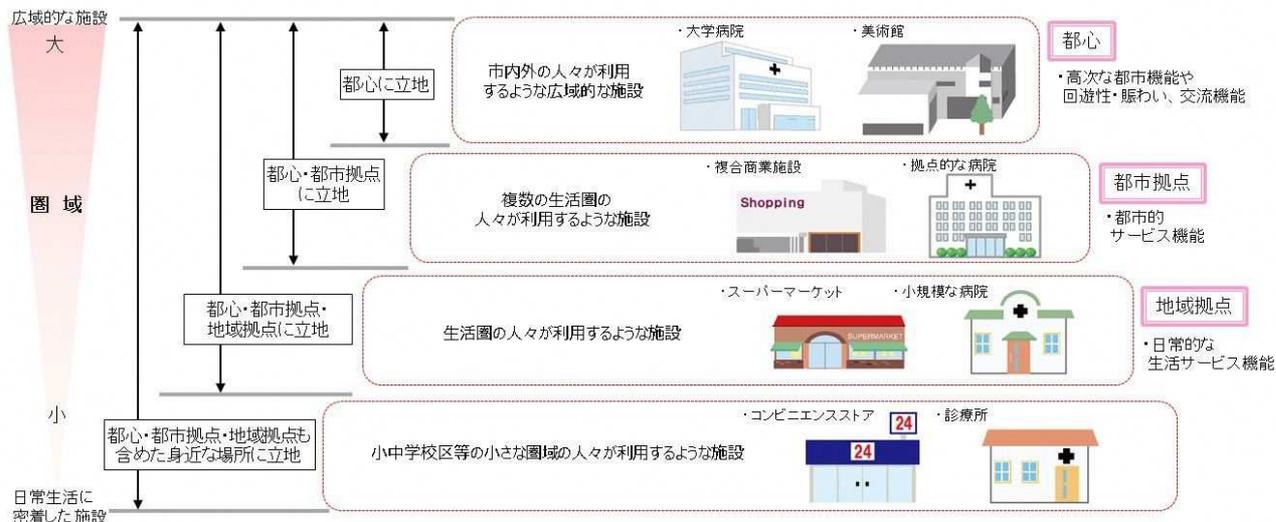
本市における誘導施設の基本的な考え方を、以下のように定めます。

- ・ 将来都市構造における都心・拠点ごとの位置づけを踏まえ、都市の活力・賑わいの創出と居住者の生活利便性の維持・向上を図るよう、都心・拠点ごとに必要な都市機能を選定し、誘導施設を設定します。

■都心・拠点ごとに求められる都市機能

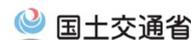
種類	求められる都市機能
都心	市全体や都市圏の発展をけん引する高次な機能や賑わい・交流機能
都市拠点	複数の地域生活圏での都市活動や市民生活を支える都市的なサービス機能
地域拠点	地域住民の日常生活を支える身近なサービス機能

■施設圏域のイメージ



■参考【立地適正化計画の手引き（平成30年4月 国土交通省）】

6. 誘導施設・誘導区域等の検討について



【誘導施設の検討について】

- 誘導施設の検討にあたっては、ターゲット、ストーリーの内容を踏まえた上で、その施設が都市機能誘導区域外に立地した場合には、今後のまちづくりに影響を与える等の観点から設定することが重要です。
- また、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられます。

〈留意点〉誘導施設名に個別名称を書き込むべきではない。 ※例：○○市立博物館  
 ・届け出対象を明確化するために施設の詳細（規模、種類等）を記載すること。 ※建築基準法の別表を参考にすることも考えられる。  
 ・誘導施設を位置づけていない都市機能誘導区域が仮に定められた場合、当該区域は法律で規定している「都市機能誘導区域」に該当しない。

※中心拠点、地域拠点に必要な機能は、都市の規模、後背圏の人口規模、交通利便性や地域の特性等により様々であり、いかなる機能が必要であるかについては、それぞれの都市において検討が必要であるが、参考までに、地方中核都市クラスの都市において、拠点類型毎において想定される各種の機能についてイメージを提示する。

	中心拠点	地域/生活拠点
行政機能	■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等
子育て機能	■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m2以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m2以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

### 3 誘導施設の設定

誘導施設は、都市の居住者の共同の福祉や利便性の向上のために必要な施設を抽出し、それらが区域外に立地した場合のまちづくりに与える影響を考慮しながら、将来都市構造における都心・拠点ごとの位置づけに応じた分類を行い、誘導施設とする施設を設定します。

#### ■ 誘導施設の検討の流れ

○都市機能分類ごとに都市機能増進施設を整理

・都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設を抽出

○都心・拠点ごとの役割に応じた施設へ分類

・将来都市構造における都心・拠点ごとの位置づけを踏まえ、それぞれが担う生活圏域と施設のサービスの圏域により分類

○都市機能誘導区域内に立地することが望ましい施設を検討

・都市の活力・賑わいの創出や居住者の利便性の維持・向上などを図ることを踏まえ、都市機能誘導区域内に確保する施設を選定

〔誘導施設に位置づける施設選定の視点〕

- ①高度で多様なサービスを提供する施設
- ②都市の回遊性や賑わいを創出する施設
- ③利用頻度が高く、徒歩や公共交通により利用できる圏域にあることが望ましい施設

誘導施設に設定

## 4 誘導施設

都心には市全体や都市圏の発展をけん引し、賑わいを創出するとともに回遊性を向上させ交流を促すような高次機能を担う施設を誘導施設とします。

また、オフィスビル、コンベンション施設を、都市の活力・賑わいの創出や居住者の利便性の向上に資する施設として誘導する施設（法定外施設）として設定します。

都市拠点には都市活動や市民生活を支える施設や地域の賑わいや交流を創出する施設を誘導施設とします。

地域拠点には利用頻度が高く、日常生活を支える身近なサービスを担う施設を誘導施設とします。

なお、誘導施設は、将来都市構造の実現のために都市機能誘導区域に立地することが望ましい施設を示すものであり、都市機能誘導区域外への立地を規制するものではありません。

また、誘導施設は、市が新たに整備（建替・改修）する施設を示したり、施設整備に対する市や国等の支援を約束するものでもありません。

■ 誘導施設の一覧

誘導施設		都市機能誘導区域		
		都心	都市拠点	地域拠点
医療機能	特定機能病院	●		
	地域医療支援病院	●	●	
	一般病院	●	●	●
福祉機能	ふれあいセンター	●	●	
商業機能	大規模商業施設（店舗面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上）	●	●	
	商業施設 （生鮮食品の取り扱いがある店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上）	●	●	●
教育機能	大学・専修学校	●	●	●
文化機能	ホール	●		
	美術館、博物館	●		
	図書館	●	●	●
行政機能	市役所	●		
	区役所、支所、地域センター	●	●	●
業務施設	オフィスビル	●		
集客交流機能	コンベンション施設	●		

※今回誘導施設に設定していない施設についても、社会情勢の変化などに応じ、誘導施設への設定を検討していきます。

■誘導施設の定義

都市機能分類		
	施設	定義
医療	特定機能病院	医療法第4条の2に規定する特定機能病院
	地域医療支援病院	医療法第4条に規定する地域医療支援病院
	一般病院	医療法第1条の5に規定する病院
福祉	ふれあいセンター	岡山市ふれあいセンター条例第2条に規定する施設
商業	大規模商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積10,000㎡以上の商業施設
	商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設で、生鮮食品の取り扱いがあるもの
教育	大学	学校教育法第1条に規定する大学
	専修学校	学校教育法第124条に規定する専修学校
文化	ホール	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定する施設で客席数が概ね1,000席以上のもの
	博物館・美術館	博物館法第2条第1項に規定する博物館・美術館 文化財保護法第53条に規定する公開承認施設
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館
行政	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
	区役所・支所・地域センター	地方自治法第252条の20第1項に規定する施設
業務	オフィスビル	延べ床面積3,000㎡以上の事務所
集客交流	コンベンション施設	会議場又は展示場の機能を有し、1,000人以上を収容する施設